

栗山町条例第23号

栗山町議会基本条例の一部を改正する条例

栗山町議会基本条例（平成18年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「議会は」の次に「、本会議」を加える。

「第6章 政務調査費」を「第6章 政務活動費」に改める。

第10条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「政務調査費は」を「政務活動費は」に、「栗山町議会政務調査費の交付に関する条例」を「栗山町議会政務活動費の交付に関する条例」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6章及び第10条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。